

## 東日本大震災による被害状況と対応

平成23年12月26日  
防災危機管理監

## 1 地震の概要

- (1) 発生日時 : 平成23年3月11日 14時46分頃  
 (2) 震源地 : 三陸沖 (北緯38度 東経142.9度)  
 (3) 震源の深さ : 24キロメートル  
 (4) 地震の規模 : マグニチュード9.0  
 (5) 各地の震度  
 <震度6弱> 成田市、印西市  
 <震度5強> 銚子市ほか20市区町  
 <震度5弱> 茂原市ほか26市区町  
 (6) 津波予報 : 3月11日に、県内沿岸全市町村に大津波警報又は津波警報が発表された  
 (九十九里・外房 : 大津波10m以上、内房 : 大津波4m、内湾 : 津波2m)  
 津波観測値 : 銚子 2.5m、館山市布良 1.72m、千葉 0.93m  
 (旭市飯岡 7.6m (陸域の痕跡高)、木更津港 2.83m (潮位観測)、  
 千葉港 1.87m (潮位観測)、船橋 2.40m (潮位観測))  
 浸水面積 約23.7Km<sup>2</sup>  
 最大浸水距離 約3Km (山武市松尾町)

## 2 被害の状況 (平成23年11月30日15時現在)

## (1) 人的被害

- ・死者 20名 (うち津波14名 : 旭市13、山武市1)
- ・行方不明者 2名 (うち津波2名 : 旭市2)  
(うち法務局において死亡認定された者1名)
- ・負傷者 251名 (うち重傷者24名)

## (2) 火災

- ・建物火災 15件 (千葉市5、市川市2、八千代市2等)
- ・石油コンビナート火災 1件 (市原市)

## (3) 建物被害

- ・全壊 783棟 (旭市318、我孫子135、香取94、山武43、佐倉31等)
- ・半壊 9,221棟 (浦安3,623、香取2,087、旭850、習志野678、千葉614等)
- ・一部破損 34,237棟 (浦安4,938、習志野3,799、柏2,586、旭2,118、銚子1,938等)
- ・床上浸水 153棟 (旭62、九十九里31、一宮30等)
- ・床下浸水 720棟 (旭276、山武250、九十九里95等)

\* 液状化による建物被害 約67,300世帯(10月末現在。集合住宅を含む。)  
 (浦安市約32,065世帯ほか29市町)

- (4) 避難者数 最大 48市町村 593ヶ所 47,270人  
 現在 0ヶ所

- (5) 水道(断減水) 最大 306,254戸 (市川83,000、浦安77,000、銚子28,000等)  
 現在 0戸

- (6) 下水道 最大 24,300戸  
 (公共下水道) (浦安市13,000、習志野市9,300、香取市1,700等)  
 現在 0戸(仮復旧工事終了)
- (7) 道路 最大 全面通行止め 33ヶ所、片側通行規制12ヶ所  
 (国道・県道) 現在 復旧工事を実施中。  
 全面通行止め 1ヶ所(江戸崎神崎線神崎大橋(神崎町))
- (8) 病院 最大 32施設(建物の外壁の亀裂、給排水施設の損傷等)  
 現在 32施設で補修中

(9) 河川海岸施設  
 (最大)

- 護岸の倒壊等12河川46ヶ所 → 応急工事済11ヶ所、  
 保全・保安措置済18ヶ所  
 現在、復旧工事を実施中
- 河道閉塞2河川2ヶ所 → 河道閉塞解消  
 現在、復旧工事を実施中
- 堤防の決壊等39河川105ヶ所 → 応急工事済26ヶ所  
 保全・保安措置済51ヶ所  
 現在、復旧工事を実施中
- 護岸の破損等12海岸33ヶ所 → 応急工事済2ヶ所、  
 保全・保安措置済14ヶ所  
 現在、復旧工事を実施中

(10) 土地改良施設

水路 1,697ヶ所、農道 382ヶ所等 計2,337箇所

応急復旧工事を100箇所で開催中。国による災害査定を4月25日より11月11日まで行い、順次本格的な復旧工事を進めている。

作付ができなかった水田面積 約380ha

津波により塩害を受けた水田面積 620ha

液状化が発生した水田面積 740ha

※千葉県の水田作付面積 61,400ha

(11) 水産関係

施設・設備に被害があった水産業協同組合等 28団体  
 営業再開し、施設等の復旧工事を進めている。

漁船の転覆・乗り上げ等 405隻

転覆漁船の引き上げは完了、損傷漁船の修理を進めている。

ノリ養殖施設 津波による施設損壊 11漁協

9月に新たな漁期がスタートし、11月から生産が始まっている。

(12) 教育施設

最大 施設被害 私立学校 高校24校、幼稚園96園  
 県立学校 123校  
 市町村立学校・特別支援学校593校  
 県民向け教育機関17施設

現在 地盤沈下など大きな被害を受け、他校で授業を実施していた学校のうち、県立浦安南高校は2学期から本来の校舎に戻り、香取市立新島中学校は、9月1日から校内に仮校舎を設置し、それぞれ教育活動を再開している。

### 3 対応状況

#### (1) 災害対策本部の設置等

- ・ 被災直後の3月11日14時46分に知事を本部長とする災害対策本部を設置し、19回の本部会議を開催し、各部局連携して、被害状況の把握、道路や上水道の復旧、被災市町村に対する支援、被災者及び県民への情報発信等を実施。  
5月26日9時25分に第20回災害対策本部を開催し、同日9時35分に本部を廃止。
- ・ 3月12日1時00分に陸上自衛隊に災害派遣要請(給水活動及び物資の緊急輸送を実施、4月5日撤収)
- ・ 4月1日に知事を本部長とする災害復旧・復興本部を設置。

#### (2) 被災者に対する支援

- ・ 「災害時の物資供給等に関する協定書」の締結企業に要請し、水、食糧、毛布等を市町村へ提供。
- ・ 災害救助法の適用  
旭市、香取市、山武市、九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市に適用。
- ・ 災害弔慰金の支給等  
「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給。
  - ・ 災害弔慰金…災害により死亡した方の遺族に対し支給。生計維持者500万円、その他の方250万円。
  - ・ 災害障害見舞金…災害により精神又は身体に著しい障害を受けた方に対し支給。生計維持者250万円、その他の方125万円。
  - ・ 災害援護資金…災害救助法が適用された災害により負傷したり住居等に被害を受けた世帯主に対し、被害の状況に応じて災害援護資金を貸し付ける。貸付限度額350万円)
- ・ 千葉県災害見舞金等の支給  
県内における災害の被災者及びその遺族に見舞金、弔慰金を支給。  
死者・行方不明者10万円、重傷者3万円、全壊・流出10万円
- ・ 被災者生活再建支援法の適用(千葉県全域に適用)  
被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援金を支給。  
「全壊」や「大規模半壊」等と判定された世帯に基礎支援金が定額で支給され、さらに、住宅の再建方法に応じて加算金が支給される。支援金額は、合計で最大300万円。
- ・ 千葉県液状化等被害住宅再建支援金の支給  
被災者生活再建支援制度を補完するため、同制度の対象とならない液状化の敷地被害により住宅に被害を受けた世帯等に県独自の支援金を支給。
  - ・ 敷地被害により「半壊に至らない」被害を受けた住宅を解体した世帯…最高100万円(複数世帯。単数世帯は75万円)
  - ・ 敷地被害により「半壊」または「半壊に至らない」被害を受けた住宅の地盤を復旧(住宅の基礎の復旧を含む。)した世帯…最高100万円(複数世帯。単数世帯は75万円)
  - ・ 「半壊」被害を受けた住宅を補修した世帯…最高25万円

- ・ 災害義援金の支給

国と県の第1次配分と第2次配分を併せて、死者・行方不明者1人当たり100万円、重傷者1人当たり50万円、全壊世帯に1世帯当たり100万円、半壊世帯に50万円を配分すること決定。

- ・ 生活福祉資金貸付制度

第1次配分で、国・県併せて、死者・行方不明者1人当たり50万円、重傷者1人当たり10万円、全壊世帯に1世帯当たり50万円、半壊世帯に20万円を配分することを決定。

- ・ 生活福祉資金貸付制度

千葉県内に居住地を有する被災世帯及び県外からの避難者で当分の間居住が見込まれる世帯に対して、千葉県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金を貸し付ける。

- ・ 心のケアチームの巡回訪問

旭市において、海匠健康福祉センター及び精神保健福祉センターの専門職員が旭中央病院の医師等と「心のケアチーム」を編成し、避難所への巡回訪問を行った。引き続き、仮設住宅入居者等への相談・訪問を行っている。

- ・ 心の相談窓口

各健康福祉センター及び精神保健福祉センターの「精神保健相談窓口」において、被災者等からの相談に応じている。更に、夜間・休日における相談に応じるため、フリーダイヤルによる電話相談窓口「心のケアコールセンター」を設置している。

- ・ 心の健康教室

健康福祉センター（保健所）で被災者や災害支援者を対象とした心のケアに関する健康教室等を開催している。

- ・ 被災要援護高齢者生活支援アドバイザー等の派遣

高齢化に伴い、震災被害者には多くの高齢者が含まれている。避難所生活で身体機能に支障をきたし、また、仮設住宅入居後に状態を悪化させてしまうおそれ強いことから、旭市及び香取市の仮設住宅等の高齢者等を対象とした生活支援アドバイザーを派遣するとともに海匠及び香取健康福祉センター等に地域における高齢者等見守り支援アドバイザーを配置。

- ・ 保育所児童等の心のケア

心理的なストレスを抱える児童のため、保育所の巡回訪問や来所相談等を実施するカウンセラー等を雇用する市町村に対して助成。

- ・ 医薬品、衛生材料の供給

県内の被災地等に対し、医薬品（タミフル・消毒液）や衛生材料（サージカルマスクなど）を供給。

- ・ 応急仮設住宅の提供

被災者のために旭市200戸、香取市30戸を建設。民間賃貸住宅の空き家を31戸借上げ応急仮設住宅として提供。

- ・ 県営住宅等の提供

県内全域の被災者を対象として、県営住宅、市町村営住宅等（69戸）に入居の決定。県外被災者を対象として、県営住宅・県職員住宅等（84戸）に入居を決定。

- ・ 被災建築物応急危険度判定

6市2町（香取市、旭市、印西市、佐倉市、習志野市、成田市、栄町及び東庄町）において実施。

- ・ 被災者住宅再建資金利子補給事業の創設  
被災した住宅の建替・補修等のために必要な資金を金融機関から借り入れた者に市町村が利子補給を行った場合、県が市町村に補助金を交付する。(借入は平成23年度中、利子補給期間は5年)
- ・ 県内・県外で被災した児童生徒の受入れ及び就学支援
- ・ 被災した児童生徒の心のケアのためのスクールカウンセラー等の派遣
- ・ 県外被災者を受け入れる市町村へ県の教育施設の提供
- ・ 千葉県求職者総合支援センター等による就業支援
- ・ 浄化槽の復旧が必要となる被災者に対し、整備経費の一部を助成
- ・ 被災地区児童生徒の支援のための加配教員の配置

### (3) 事業者に対する支援

- ・ セーフティネット資金による融資  
中小企業の経営基盤安定のため、金融機関、千葉県信用保証協会等と協力し、県内中小企業に対し協調融資を行う。
- ・ 中小製造企業販路開拓支援事業  
「緊急販路開拓コーディネーター」を配置して、県内外の大手発注企業等に対して発注案件を開拓し、被災した中小企業等に対して優先的に取引あっせんを実施。
- ・ 県内中小企業を対象とした金融・経営相談窓口の設置
- ・ 中小企業再建支援専門家チームの派遣
- ・ 中小企業経営診断・再建支援事業  
震災で直接被害を受けた中小企業に対し、企業毎に経営診断を行うとともに、経営や金融等の専門家で構成する経営再建サポートチームを無料で派遣。
- ・ 被災した中小企業等の施設・設備の復旧に関する助成
- ・ がんばる商店街復興支援事業  
災害により直接被害を受けた商店街の街路灯やアーケードなどの施設・設備の整備や復興イベントなどの集客回復のための取組に対して補助。
- ・ がんばる宿泊施設応援助成金  
震災の影響により減少した県内観光客の回復を図るため、ホテル・旅館等の中小宿泊事業者が宿泊客の増加及び地域振興に繋がる取組を行う場合に助成。
- ・ 被災した工場等の県内工業団地等への移転に対する助成
- ・ 被災した農林漁業施設等の復旧や経費等の助成
- ・ 東日本大震災農業・漁業対策資金  
被災農漁業者に対して、再生産や施設復旧に必要な資金を無利子で融資するため、利子補給を実施。(県・市町村が利子補給)

## 4 他県への支援

- (1) DMAT (災害派遣医療チーム) による医療救護活動
- (2) 医療救護班の派遣
- (3) 県外被災地からの患者の受入れ
- (4) 保健師の派遣

- (5) 被災地への「納体袋」、「医薬品等」の提供
- (6) 被災県からの遺体の火葬支援
- (7) こころのケアチームの派遣
- (8) 東北地方太平洋沖地震避難者千葉県インフォメーションセンターの設置
- (9) 避難者移送用バスの派遣
- (10) 被災県への県事務職員の派遣
- (11) 被災県への教員等の派遣
- (12) スクールカウンセラーの派遣
- (13) 被災県への入浴支援のための県職員派遣
- (14) 被災県からの避難者に民間賃貸住宅を提供

## 5 計画停電に係る対応

- (1) 3月14日から9日間の計画停電実施。
- (2) 県民への情報提供と相談への対応。
- (3) 病院等の非常用発電装置の燃料確保。
- (4) 知事から東京電力に対し、被災地を対象地域から除外することを強く要請。
- (5) 知事名の要請文書を東京電力千葉支店へ持参。
- (6) 計画停電に係る要請（県、市長会、町村会）を提出
- (7) 4知事（千葉、東京、埼玉、神奈川）から総理大臣へ電力需要抑制対策の実施を求める緊急要望。
- (8) 病院・医師会等に対し、計画停電等の時間等の情報提供、注意喚起。
- (9) 国及び東京電力に対し、発電機の貸与等の支援要請。
- (10) 総合周産期母子医療センターである亀田総合病院に対し、停電等、非常時の妊産婦の受入れを依頼。
- (11) 公立小・中・高等学校及び県立特別支援学校において、電車の運行状況等に応じた授業時間の変更、授業の短縮日程での実施、週休日での授業の実施等を可能とし、各校の実情に合わせた弾力的な対応を指導・助言。

## 6 福島第一原発事故対応

- (1) 放射線に関する健康相談
- (2) 放射能に関する、環境、健康、食の安全、水道水のQ&Aをホームページに掲載。  
その他、放射線及び放射能の検査結果についてホームページで公表。
- (3) 水道水に関する対応
  - ・ 3月23日に、東京都水道局金町浄水場の水道水から放射性ヨウ素が検出されたことを踏まえ、同じ利根川水系の水を活用する水道用水供給事業者では、念のため乳児の摂取を控えるよう受水団体に対し要請。
  - ・ 県内の5水道用水供給事業者が定期的に測定した水道水中の放射線量について、ホームページ等での公表。
  - ・ 水道事業者に対して、表流水及び表流水の影響を受ける地下水を利用する事業者に関しては1週間に1回以上を目途に、表流水の影響を受けない地下水を利用する事業者に関しては1ヶ月に1回以上を目途に放射線量を測定するよう要請。

- ・ 降雨後に高い濃度で放射性物質が検出される傾向があるため、各水道供給事業者等に対し、供給に支障がない範囲での取水の抑制・停止及び放射性物質の除去効果があるとされる活性炭の増量措置をとるよう要請。
- ・ 各水道供給事業者等に対し、直近3日分の水道水の放射性物質の検査結果の平均値が指標等を上回った場合、もしくは1回の検査結果でも指標等を著しく上回った場合に、摂取制限の実施と広報を要請。
- ・ 浄水発生土については、県内の5水道用水供給事業者において、その搬出時期などを考慮して放射性物質を測定した結果をホームページ等で公表。
- ・ 各水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、浄水発生土の取扱いについて適切な対処をするよう要請。
- ・ 県内の5水道用水供給事業者における敷地境界の空間放射線量の測定結果についてホームページ等で公表。

(以下水道局)

- ・ 3月21日から、水道水中の放射線量についての測定を開始し、毎日測定した結果を、ホームページ等で公表。
- ・ 3月23日及び25日には一部浄水場の浄水で乳児に対する国の指針値を超えた放射性ヨウ素が検出されたため、乳児に対する摂取制限の実施。
- ・ 降雨後に、放射性物質が高濃度になる恐れがある場合、供給に支障がない範囲での取水停止及び放射性物質の除去効果がある活性炭の増量、凝集剤の増量及び濁度管理の徹底等の対策を実施。
- ・ 浄水汚泥については、汚泥に含まれる放射線量に応じて再利用業者への搬出や、管理型最終処分場への埋め立処分の実施。また定期的に放射性物質を測定しその結果をホームページ等で公表。
- ・ 浄水場の敷地境界等の空間放射線量の測定結果についてホームページ等で公表。

#### (4) 環境放射能濃度の測定・公表

県環境研究センター（市原市）において、大気環境及び上水・定期降下物の放射線量を測定し、ホームページで結果を公表。

旭市においても大気環境中の放射線量の常時監視を行うため、モニタリングポスト設置の作業中。

- ・ 持ち運びのできる放射線量測定器（サーベイメータ）を用いて、5月31日から6月末の間に、県内全市町村114地点で放射線量を測定し、ホームページで結果を公表。
- ・ 独立行政法人放射線医学総合研究所の協力を得て、7月11日から4日間、車載型の放射線量測定器を用いて、県内の幹線道路等を走行しながら、県内各地域の放射線量を測定し、ホームページで結果を公表。
- ・ サーベイメータを購入し、市町村に貸与し、地域の実情に即したきめ細かく放射線量を測定するとともに、地域振興事務所等においても定点測定を行い、結果を公表。

#### (5) 千葉県沿岸域の海水の放射能濃度の測定及び海水浴場における「水浴場の放射性物質に関する指針」（平成23年6月24日付け環境省通知）に基づく海水中の放射能濃度並びに砂浜等の空間放射線量の測定

海水浴シーズンに向けて、沿岸の海水中の概況を把握するとともに、海岸利用者に適切な情報を提供するため、海水中の放射能濃度の測定調査等を実施、ホームページで結果を公表。

測定の結果は、海水の放射能は不検出。砂浜等における空間放射線は、周辺市街地の値と同程度あるいはそれ以下。

(6) 農林水産物に関する対応

- ・ 農林水産物については、1, 720件(11月17日現在)のモニタリング検査を実施し、ホームページで結果を公表。  
今後も継続してモニタリング検査を実施し、安全性の確認を行う。
- ・ 4月4日に旭市で産出された「ほうれんそう」外5品目と香取市及び多古町で産出された「ほうれんそう」について、出荷制限の指示があったが、1週間ごとに3回連続して暫定規制値以下となったことから、4月22日付で出荷制限が解除された。
- ・ 4月28日に八街市と市原市で採取した牧草から、暫定許容値を超える放射性物質が検出されたため、県内の牛への給与と放牧については自粛を要請したが、その後、モニタリング調査の結果、解除基準を満たしたことから、5月10日に県南部の自粛を解除、6月16日に県北部及び県中央部の再生草の自粛を解除した。
- ・ 6月2日に野田市、成田市、八街市、富里市、山武市及び大網白里町で産出された「茶」及び7月4日に勝浦市で産出された「茶」について、出荷制限の指示があったが、大網白里町で産出された「茶」については、三番茶が3地点ですべて暫定規制値以下となったことから、9月7日付で三番茶以降の出荷制限が解除された。
- ・ 10月11日に我孫子市及び君津市で産出された「しいたけ(原木露地栽培)」及び11月18日に流山市で産出された「しいたけ(原木露地栽培)」について、出荷制限の指示があった。

(7) 下水汚泥の放射能濃度の測定・公表

- ・ 県の4つの終末処理場の下水汚泥については、月2回、放射性物質を測定するとともに、併せて空間放射線量の測定結果をホームページ等で公表。
- ・ 各公共下水道管理者に対し、下水汚泥の取扱いについて適切な対処をするよう要請。

(8) 工業用水の浄水場汚泥に関する対応

- ・ 従来は培養土等として再資源化していた浄水場発生土は、現在、培養土としての再資源化は中止している。
- ・ 印旛沼浄水場においては、飛散防止対策を講じた上で浄水場敷地内に保管し、現在、セメント原料として再資源化を再開したところであり、場内に仮保管中の汚泥については、処分等について関係者と協議しています。
- ・ 佐倉・南八幡・人見浄水場においては、6月16日付けの国の通知「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」において、8000ベクレル以下の汚泥については、管理型処分場への埋め立てが可能となったことから、7月6日から管理型処分場に埋め立て処分を行っている。
- ・ 浄水場発生汚泥の放射性物質の測定は、当面の間、月2回実施し、ホームページで結果を公表する。
- ・ 浄水場の敷地境界及び施設内の空間放射線量の測定は、当面の間、週2回実施し、ホームページで結果を公表する。

(9) 学校・保護者及び教育機関等に対する放射線に関する情報提供

- ・ プール水の放射線量を測定し、ホームページで結果を公表。
- ・ 県立学校等の校庭等の放射線量を測定し、ホームページで結果を公表。

(10) 県立都市公園利用者に対する放射線に関する情報提供

- ・ プール水の放射性物質を測定し、ホームページで結果を公表。
- ・ 県立都市公園の放射線量を測定し、ホームページで結果を公表。